

2020年度版

しっかり積み立て、がっちりサポート。安心で豊かな老後を。

農業者年金



🌱 -年金の仕組みとメリット- 🌱

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

農業者年金の6つの特徴とメリット

- ▷ 農業に従事する方なら広く加入いただけます！
- ▷ 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型！
- ▷ 保険料はいつでも変更できます！
- ▷ 終身年金。80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金！
- ▷ 保険料の社会保険料控除で大きな節税効果！
- ▷ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助！

農業者年金の必要性

その1

農業者は長生きです

～一般よりも高い平均寿命・平均余命～

	日本人の平均寿命	65歳の平均余命	
			農業者
男性	約81歳	約20年(85歳)	約23年(88歳)
女性	約87歳	約24年(89歳)	約27年(92歳)

※「平均余命」は、ある年齢の人が、その後何年生きられるかという平均的な期待値。
「平均寿命」は、0歳時における平均余命。

老後生活は、こんなに長い!

65歳の平均余命は…



その2

高齢農家の現金支出は約24万円

～老後生活を考えると国民年金だけでは不足～

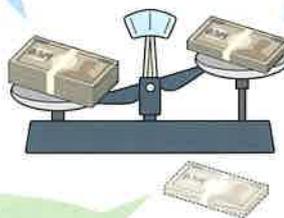
高齢農家の現金支出

- ▶ 高齢農家の現金支出は、平成30年ベースでの推計は月額約24万円です。
(平成30年総務省家計調査の高齢夫婦無職世帯を基に推計)
- ▶ 国民年金の年金額(令和2年4月現在)
1人月額約6万5千円。夫婦2人月額約13万円、年額約156万円
(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで40年間支払った場合)
- ▶ 高齢農家の現金支出月額約24万円に対し、月額約10万円程度不足

老後生活は、こんなにお金がかかる!

老後の家計費
月額約24万円

国民年金だけでは…
月額約13万円



1か月あたり約10万円不足!



老後生活の頼りは公的年金

～一定収入を生涯にわたって確実に受け取れる公的年金～

農業者などの自営業者は、“上乘せ年金”に加入しなければ、
老後は、1階部分の「国民年金」しかありません。

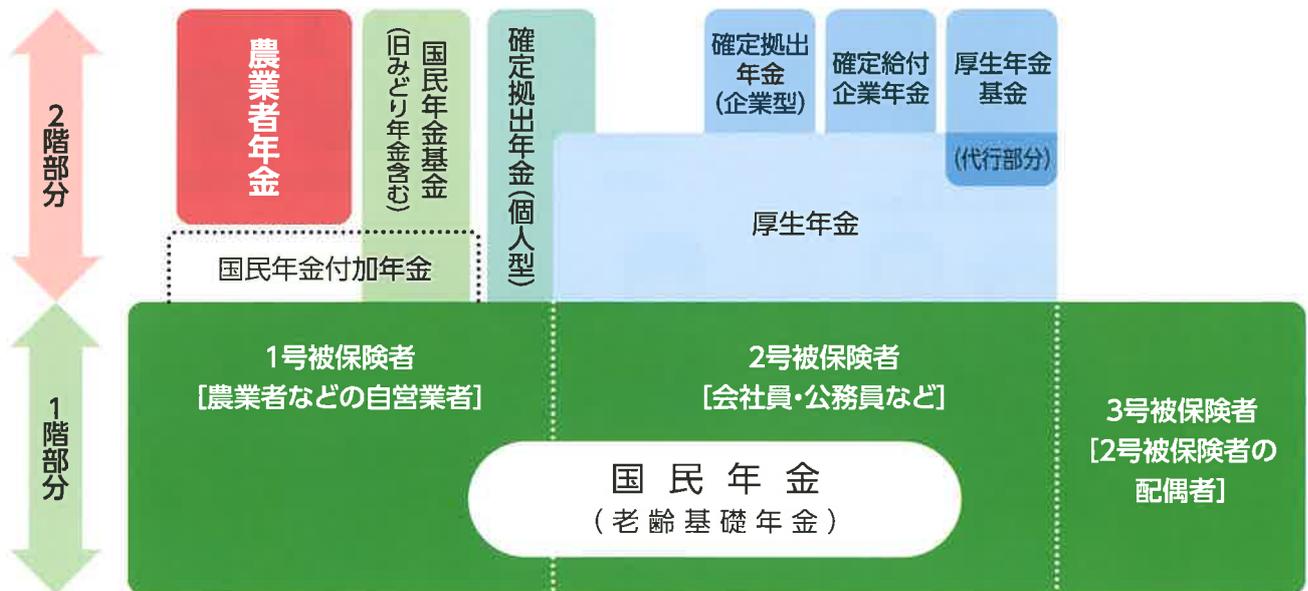
国民年金の年金額(令和2年4月現在)

1人月額約6万5千円
夫婦2人 月額約13万円、年額約156万円
(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで
40年間支払った場合)

厚生年金の年金額(令和2年4月現在)

夫婦2人 月額約22万1千円、年額約265万円
(夫が会社勤めで40年厚生年金に加入、妻は専業主婦で
夫に扶養されている配偶者として40年加入の場合)

公的年金制度の1階と2階



※公的年金が2階建てであることを分かりやすくするため、一部情報を簡略化していますのでご注意ください。

- ▶ 農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金(納付額は月額400円)に加入する必要がありますが、国民年金を2年間受給すると、納付した保険料の相当額を受領できる有利な仕組みになっています。

“上乘せ年金”には農業者年金が最適です

- ▶ 老後の家計費の不足を解消するために、国民年金の“上乘せ年金”として、農業者だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。
- ▶ 昭和46年に発足し、平成13年の抜本的な制度改革を経て、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資する」を目的とする政策年金という性格を持つ公的年金制度です。
- ▶ 農業者年金以外にも、国民年金基金や民間の個人年金保険などの年金もありますが、農業者年金は農業者のための公的な支援や枠組みを持っており、農業者にとってたくさんのメリットがあります。

農業者年金の特徴とメリット

メリット1

農業に従事する方なら広く加入頂けます

① 農業者年金の加入資格

- ▶ 年間60日以上農業に従事する
- ▶ 国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、
- ▶ 20歳以上60歳未満の方

農業者の方なら広く加入できます



農業経営者
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を
持たない畜産農業者



農地の権利名義を持たない
施設園芸等農業者など

② 加入と脱退は任意(脱退一時金はなく、将来、年金で受け取れます)

- ▶ 加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、脱退された場合には、脱退一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益の分は、加入期間にかかわらず(たとえ1か月の加入でも)、将来、年金として支給されます。
- ▶ 脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

③ 加入には2つの種類があります

- ▶ 農業者年金に加入する場合、2つの種類があります。
 - ① 保険料の国庫補助を受けない加入(通常加入)
 - ② 保険料の国庫補助を受ける加入(6~7頁参照)

④ 国民年金(基礎年金)の付加年金への加入が必要です(3頁参照)

メリット2

「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代に強い

① 財政方式は積立方式の確定拠出型です

- ▶ 現行の農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。
- ▶ この「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度ですので、少子高齢時代でも安心できる制度です。

② 毎年の積立・運用状況をお知らせしています

- ▶ 毎年度の個人ごとの年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して、「運用(付利)結果のお知らせ」によりお知らせしています(保険料補助のある方は国庫補助金がいくらになっているかを含めてお知らせ)。

メリット3

保険料(月額2万円~6万7千円)は自由に選べ、いつでも変更できます

- ▶ 保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択ができ、加入後でもいつでも見直すことができます。
- ▶ 経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりができた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や老後設計に合わせて、保険料の額を選ぶことができる弾力性のある制度です。
- ▶ 翌年分を一括して支払う「前納納付」の仕組みもあります。

メリット4

終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ

- ▶ 加入者全員が受け取る「農業者老齢年金」は、加入者が支払った保険料とその運用益を基礎として、65歳から終身(生涯)受け取ることができます。これにより、何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活において、ずっと一定の収入が確保されます。(自己都合により60歳から繰上受給することもできます)
- ▶ 仮に80歳到達月前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金の特徴とメリット

メリット5

社会保険料控除など税制面での優遇があり、節税になります

- ▶ 支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円(平成24年1月1日以降の保険契約については4万円))。保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。
- ▶ 将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	加入者の支払った保険料		
		政策支援加入 (※メリット6参照)	通常加入	
		月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
195万円以下	15.1%	18,000円	36,000円	121,000円
195万円超 330万円以下	20.2%	24,000円	48,000円	162,000円
330万円超 695万円以下	30.4%	36,000円	73,000円	244,000円

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。百円単位は端数処理しています。

メリット6

一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

- ▶ 農業者年金制度は、若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る人、その中でも農業所得が低い時期や家族がそろって加入する場合を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助が設けられています。

最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます

- ▶ 保険料の国庫補助が受けられる期間は、
 - ①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
 - ②35歳以上であれば10年以内通算して最長20年間(国庫補助額は最高216万円)です。

保険料の国庫補助の要件

▶ 次の3つの要件を満たす方が、月額2万円のうち最高1万円の国庫補助を受けることができます。

- ア 60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)
- イ 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下
- ウ 下記の「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

● 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

(注1) 区分1の認定農業者には、農業法人として認定を受けている者は除きます。

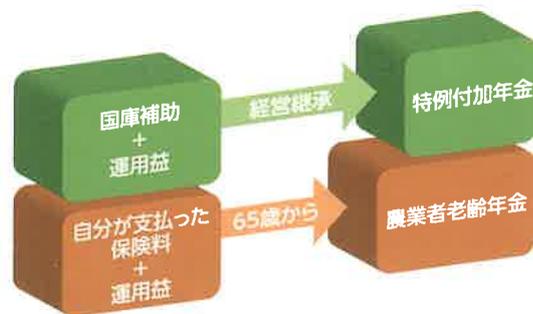
(注2) 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。この場合「後継者」の配偶者は保険料の国庫補助の対象になっていません。

(注3) 区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

- ▶ 国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。
- ▶ 自分で積み立てた分は、原則65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

農業者老齢年金と特例付加年金



家族経営協定と農業者年金の政策支援

1 家族経営協定とは

家族経営協定とは、家族みんなで経営方針や仕事の役割、給料、休日などについて話し合い、取り決めた事を書面にしたものです。

2 保険料の国庫補助を受けるための要件

経営主(認定農業者または認定新規就農者でかつ青色申告者)と、その配偶者または後継者が、次の3つの内容を定めた家族経営協定を締結していることです。

①利益の分配が経営主と配偶者・後継者にきちんと行われること。

②経営を継承する場合は経営主と配偶者・後継者双方の合意によること。

③このほか、農業経営に関する基本的事項(規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様など)について経営主と配偶者・後継者の合意で行われること。

年金額の試算

保険料の月額を2万円とし、**保険料の国庫補助を受けた場合**の試算表です。運用利回りが2.5%の場合を例示しています。**なお、保険料の国庫補助を受けられる要件は、6～7頁をご参照ください。**

運用利回り2.5%の場合

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
40歳	20年			480	男	30	634
					女	25	670
30歳	30年	588	132	720	男	51	1,071
					女	42	1,131
20歳	40年	744	216	960	男	77	1,614
					女	64	1,704

- 65歳以降の年金額を計算するための予定利率は0.20%で計算しています。
- 年金額は65歳裁定における年金額(年額)で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は農業者年金加入者の65歳での平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受取総額です。
- 国庫補助額は、もっとも有利な政策支援を受けた場合の金額です。
- 保険料の国庫補助を受けるには、39歳までに加入する必要があります。また、保険料の国庫補助を将来年金として受けるためには、旧制度と合算して保険料納付済期間等が20年以上となり、経営継承を行う必要があります。
- 上記の試算額は、農業者年金基金ホームページの「年金シミュレーター」により、令和2年4月に試算したものです。各金額は単位未満を端数処理により表示しています。

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、
農業者年金基金(03-3502-3942)に直接お問い合わせください。

この資料は概要を説明したものです。ご加入の際には、「農業者年金に関する重要事項のご案内」を必ずご覧ください。



発行：全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所
東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

©2020全国農業会議所 転載・複写複製を禁じます。